

会津若松地方広域市町村圏整組合発注工事における熱中症対策に関する実施要領

(令和8年3月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、建設現場における安全対策を促進するため、熱中症対策に必要な経費の計上に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 真夏日 日最高気温が30度(℃)以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合とする。
- (2) 工期 工事の着工日から契約工期末日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始休暇(7日間)、夏季休暇(7月～8月にかかる工事は7日間、7月または8月のみにかかる工事は4日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事着手日から工期末までの真夏日の日数} \div \text{工期}$$

(対象工事等)

第3条 この要領の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「土木工事標準積算基準」を適用する工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。
- (2) 「土地改良事業等請負工事積算基準」(平成5年2月 22 日付け5構改D第49号構造改善局長通知)及び「土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)」(平成 12 年3月 24 日付け12構改D第 238 号構造改善局長通知)を適用する工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。
- (3) 「森林整備保全事業設計積算要領」(平成 12 年3月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知)表6-1の工種区分を適用する工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。
- (4) 「建築関係工事積算基準」を適用する工事を対象とする。なお、屋外作業だけでなく、空調

設備の無い屋内作業についても屋外と同等とみなし対象とする。

- 2 対象工事については、工事毎の入札公告又は見積通知において特記仕様書に対象工事である旨を明示するものとする。

(気温の計測・真夏日率算出方法等)

第4条 受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し提出しなければならない。

- 2 対象工事においては、次の各号のいずれかに該当した場合を真夏日として計上する。

ただし、休工日においては、各号のいずれかに該当した場合でも真夏日として計上しない。

- (1) 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(℃)以上の場合

若松観測所における暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

- (2) 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(℃)以上の場合

若松観測所における日最高気温が30度(℃)以上の日を、真夏日とする。

- (3) 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、又は暑さ指数(WBGT)が25度(℃)以上の場合

若松観測所における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、又は暑さ指数(WBGT)が25(℃)以上の場合、真夏日とする。

- 3 前項の計測方法によりがたい場合は、現場内を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

- 4 真夏日率の算出については、第2項の各号のいずれかの計測方法により真夏日を計上し、真夏日率を算出するものとする。

- 5 受注者は、現場作業終了後速やかに真夏日の集計を行い、工事打合せ簿により真夏日率と算定根拠となる気象庁ホームページ又は環境省ホームページの観測結果の資料等及び熱中症対策を実施した状況が分かる写真等を添付し、監督員に提出するものとする。

- 6 前条第1項第3号に規定する工事において、第2項の計測方法による場合は、次の算定式により補正を行うものとする。

【算定式】

補正後の気温又は暑さ指数(℃)＝気温又は暑さ指数(℃)－標高差(m)×0.6／100(m)

(補正後の気温は、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。)

[算出例①]観測所標高＝500m、現場標高＝600mの場合

$$30(^{\circ}\text{C}) - 100(\text{m}) \times 0.6 / 100 = 29.4(^{\circ}\text{C})$$

[算出例②]観測所標高＝500m、現場標高＝400mの場合

$$30(^{\circ}\text{C}) - (-100(\text{m})) \times 0.6 / 100 = 30.6(^{\circ}\text{C})$$

(積算方法等)

第5条 第3条第1項第1号から第3号までに規定する工事について、現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとし、補正方法は、次の各号に定めるところによる。なお、補正は変更契約において行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する工事について、補正値及び現場管理費は次の式により算出する。

$$\text{補正値}(\%) \times 1 = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数} \times 2$$

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times 3 \times \text{補正係数} \times 4) + \text{補正値} \times 1)$$

※1 補正値(%)は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 真夏日補正係数は、1.2とする。

※3 現場管理費率は、東日本大震災の復旧復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済の値とする。

※4 補正係数は、福島県土木工事標準基準書における「地域補正の補正係数」を指す。

- (2) 第3条第1項第2号に規定する工事について、補正値は次の式により算出する。なお、「冬期施工における現場管理費率の補正について」(平成31年3月26日付け30農振第3913号農林水産省農村振興局整備部設計課課長通知)と重複する場合においても補正値の上限は2.0%とする。

$$\text{補正値}(\%) \times 1 = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数} \times 2$$

※1 補正値(%)は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 真夏日補正係数は、1.2とする。

- (3) 第3条第1項第3号に規定する工事について、補正値は次の式により算出する。なお、

「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-a(施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正)と合わせて適用する場合の補正值の上限は2.0%とする。

$$\text{補正值(\%)} \times 1 = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数} \times 2 \times \text{復興係数} \times 3$$

※1 補正值(%)は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 真夏日補正係数は、1.2とする。

※3 復興係数は、1.2とする。

2 第3条第1項第1号から第3号までに規定する工事について、主に作業員個人に対する熱中症対策に関する項目(別表第1)は、当該工事の区分に応じ、前項第1号から第3号までの補正方法により現場管理費を補正し、変更契約により対応することになるが、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する項目を実施する場合は、現場環境改善費に積み上げ計上するものとする。なお、費用計上については、次の各号に定めるところによる。

(1) 第3条第1項第1号に規定する工事について、「土木工事標準積算基準」に定めるところによる。

(2) 第3条第1項第2号に規定する工事について、「土地改良事業等の工事における現場環境改善費の積算要領」に定めるところによる。

(3) 第3条第1項第3号に規定する工事について、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部の取扱いについて」(平成11年7月1日付け11-13 林野庁指導部長、国有林野部長通知)に定めるところによる。

3 第3条第1項第4号に規定する工事について、一般的な熱中症対策に関する項目(別表第2)は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、変更契約により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。また、当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として計上する。

(工期の設定及び変更等)

第6条 第3条第1項第2号及び第3号に規定する工事について、受注者は、契約工期内において

て猛暑により現場作業を休止し、かつ、第4条第2項の条件を満たす場合、休止した時間を日数に換算(小数点以下第1位を四捨五入して整数止め。)し、休止した日数分の工期追加について、発注者と協議することができるものとする。

2 受注者は、前項の協議を行う場合において、根拠資料として、工事日報とWBGT値等の観測結果を監督員に提出するものとする。

3 第3条第1項第1号及び第4号に規定する工事について、猛暑については、過去の観測値に基づき算出した作業不能日数を、あらかじめ工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した作業不能日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとし、次の各号に定めるところによる。

(1) 猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、若松観測所におけるWBGTが31度(℃)以上となった時間とする。

(2) 工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日(会津若松地方広域市町村圏整備組合の休日を定める条例(平成2年会津若松地方広域市町村圏整備組合条例第1号)に定める休日及び夏季休暇(3日)を除く。)の8時から17時までとし、前号に該当する時間を、過去5年のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする(小数点以下第1位を四捨五入して整数止め。)。なお、作業不能日数については、設計図書に明示するものとする。

(3) 工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、第1号に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする(小数点以下第1位を四捨五入して整数止め。))。

(4) 前号の日数が、設計図書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めがない事項については、必要に応じて受注者と発注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行し、同日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

熱中症対策に関する項目（例）

主に作業員個人に対する熱中症対策に関する項目（例） （現場管理費の補正の項目） 熱中症対策	主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する項目（例） （現場環境改善費に積み上げ計上する項目） 現場環境改善の避暑（熱中症予防）対策
・ 空調機能付き作業服、首掛けクーラー等 ・ 冷感スプレー等 ・ 塩飴、スポーツドリンク 等	・ スポットクーラー、扇風機等 ・ ドライミスト発生装置 ・ 送風機等 ・ テント付き屋外休憩所 等

別表第 2（第 5 条関係）

熱中症対策に関する項目（例）

一般的な熱中症対策に関する項目（例） （共通仮設費及び現場管理費に含まれる項目）	一般的な熱中症対策に関する項目以外の項目（例） （設計変更にて対応する項目）
・ 作業場用大型扇風機 ・ 作業場換気用送風機 ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機 ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備 ・ 遮光チョッキ、空調服 ・ ドライミスト ・ 暑さ指数（WBGT 値）の計測装置 等	・ 足場に設置する遮光ネット 等

（参考）運動に関する指針

気温 （参考）	暑さ指数 （WBGT）	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 （激しい運動は中止）	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20 分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 （積極的に休憩）	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 （積極的に水分補給）	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 （適宜水分補給）	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より